

国立大学法人富山大学広告掲載取扱要項

平成 31 年 3 月 12 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の広告媒体に民間企業等の広告を掲載する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局等 学部，教養教育院，研究科，教育部，研究部，和漢医薬学総合研究所，附属病院，附属図書館，機構，学内共同教育研究施設，保健管理センター及び事務局をいう。
- (2) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。
 - イ 本学が作成する広報誌，冊子類，封筒，給与明細袋，パンフレット，リーフレット，ポスターその他広報を目的とする印刷物
 - ロ 公式ウェブサイト(国立大学法人富山大学ウェブサイト管理要項第 3 条第 3 号に規定する公式ウェブサイトをいう。以下同じ。)
 - ハ その他広告媒体として活用できる本学資産
- (3) 民間企業等 民間企業，国，地方公共団体その他団体等をいう。
- (4) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。
- (5) 広告掲載依頼者 広告掲載を申請する民間企業等をいう。
- (6) 広告主 広告掲載決定を通知された広告掲載依頼者をいう。

(広告掲載の範囲等)

第 3 条 広告掲載は、本学の事業に支障を及ぼさず、かつ、当該広告媒体の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとし、次の各号のいずれかに該当する場合には行わない。

- (1) 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題についての主義主張のあるもの
 - (6) 取扱商品等の性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (8) その他広告掲載として適当でないと学長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告の掲載基準については、一般社団法人日本新聞協会が定めた「新聞広告掲載基準」に準ずる。

(公式ウェブサイトへの広告掲載)

第4条 公式ウェブサイトへの広告掲載については、バナー広告（ウェブサイト上に表示される帯状又はのぼり状の広告をいう。）とする。

2 他のウェブサイトを集合し、その情報を第三者に提供することを主たる目的とするウェブサイトで、この要項に反する内容を取扱うウェブサイトを第三者に斡旋し、又は紹介しているウェブサイトの広告掲載は行わない。

(広告の募集方法)

第5条 広告掲載の募集は、公式ウェブサイト上での公募その他の方法により行うものとする。

(広告掲載の申請)

第6条 広告掲載依頼者は、部局等の長が所管する広告媒体に広告掲載を申請する場合は、部局等の長に、その他の広告媒体に広告掲載を申請する場合は、理事に、広告掲載申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出し、提出を受けた部局等の長及び理事は、学長に申請するものとする。

2 広告掲載依頼者は、前項の申請書を提出するときは、会社概要、掲載しようとする広告の版下原稿及び図案を添付するものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 学長は、前条の申請があった場合は、国立大学法人富山大学広報委員会の意見を聴いて、掲載の可否を決定し、速やかに、広告掲載決定通知書（別記様式第2号）（以下「通知書」という。）により広告掲載依頼者に通知するとともに、部局等の長又は理事に掲載の可否を通知するものとする。

2 学長は、必要に応じ、広告掲載依頼者に追加資料の提出を求めることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿を作成し、通知書に記載の期日までに提出するものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担する。

3 学長は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第3条の規定に反すると判断した場合は、広告主に修正又は削除を求めることができる。

(広告主の責任等)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、当該広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び当該広告の内容に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、本学に対して保証するものとする。

3 広告掲載に関連して本学が被害を被った場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

- 4 第三者から、広告掲載に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 5 広告掲載にかかる費用は、広告主が負担するものとする。
- 6 広告掲載期間の満了又は広告掲載の取消しに伴い、原状回復等の必要が生じたときは、その費用は広告主が負担するものとする。

(広告掲載の順位)

第10条 広告掲載は、原則として、広告掲載の申請を受理した順に行うこととする。

(広告の規格及び掲載料等)

第11条 第2条第2号イ及びロに規定する広告の規格及び掲載料は、別表を標準とする。

2 第2条第2号ハに規定する広告の規格及び掲載料は、広告主と協議の上、決定する。

3 第1項の標準によらない場合及び前項の場合は、広告主と契約を締結する。

(広告掲載料の納入等)

第12条 広告掲載料は、通知書に記載の期日までに、本学が発行する請求書により、一括又は分割して納入するものとする。

2 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、天災事変その他広告主の責に帰さない事由により広告掲載ができなかったとき又は次条第1項第1号の事由により広告掲載を取り消したときは、その一部又は全部を返還することがある。

3 前項ただし書きの規定により返還する広告掲載料には利子は付さない。

(広告掲載の取消し)

第13条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主から、通知書に記載の期日までに、正当な理由により、広告掲載取消申出書(別記様式第3号)により申出があったとき。

(2) 広告主がこの要項に違反したとき。

(3) 期日までに広告原稿の提出がないとき。

(4) 期日までに広告掲載料の納入がないとき。

(5) その他学長が広告掲載することが不適切と認めたとき。

(事務)

第14条 広告掲載に関する事務は、総務部総務・広報課において処理する。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、広告掲載する場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 31 年 3 月 12 日から施行する。

別表（第 11 条関係）

（発行部数 1,000 部以上の印刷物（多色刷り））

規 格	掲載料（1 掲載当たり）（税込）
縦 5cm×横 9cm	25,000 円
縦 5cm×横 18cm	50,000 円
縦 10cm×横 9cm	50,000 円
縦 10cm×横 18cm	75,000 円
縦 12.5cm×横 18cm（A4 版半面）	100,000 円
縦 25cm×横 18cm（A4 版全面）	200,000 円

（バナー広告）

規 格	掲載スペース	掲載料 （1 バナー当たり） （税込）
縦 60 ピクセル×横 180 ピクセル データ容量 10KB 以下 GIF 形式（アニメ可）又は JPEG 形式	公式ウェブサイト （トップページに 限る。）	20,000 円/月
	公式ウェブサイト （トップページを 除く。）	10,000 円/月

年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

(広告掲載依頼者)

名称

代表者

印

住所 〒

広 告 掲 載 申 請 書

国立大学法人富山大学広告掲載取扱要項第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

掲載を希望する広報媒体 (○で囲んでください)	1. 印刷物 2. 公式ウェブサイト 3. その他
掲載希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日
掲載希望枠数	枠
リンク先URL (公式ウェブサイトに掲載する場合)	
広告の内容 (広告の内容案を記入又は添付)	
業 種	
連絡先	担当者氏名
	電話
	FAX
	E-mail
その他	申請にあつては、国立大学法人富山大学広告掲載取扱要項を遵守します。

※会社概要、掲載しようとする広告の版下原稿及び図案を添付すること。

別記様式第2号（第7条第1項関係）

年 月 日

（広告掲載依頼者） 殿

国立大学法人富山大学長

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない
掲載しない場合の理由	
掲載する広告媒体	
掲載期間	年 月 日 ～ 年 月 日
掲載枠数	枠
リンク先URL (公式ウェブサイトに掲載する場合)	
広告の内容 (広告の内容案を記入又は添付)	
広告掲載料	
広告掲載の取消し期限	年 月 日
広告掲載料納入期限	年 月 日
広告原稿提出期限	年 月 日

別記様式第3号（第13条第1項第1号関係）

年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

(広告主)

名称

代表者名

印

住所 〒

広 告 掲 載 取 消 申 出 書

年 月 日付け広告掲載決定通知書により掲載決定のあった広告掲載について、国立大学法人富山大学広告掲載取扱要項第13条の規定に基づき、下記のとおり掲載の取消しを申し出ます。

記

1. 広告媒体名
2. 取消し理由